

議員提案第12号

東日本大震災関連で避難されている方の  
支援を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成23年9月29日提出

新潟市議会議員

同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

青木千代子  
高橋三義  
串田修平  
梅山修  
遠藤哲  
金子孝  
佐々木薫  
五十嵐完二  
小山哲夫  
栗原学  
吉田孝志  
山際敦  
加藤大弥  
本岡良雄  
渡辺仁

## 東日本大震災関連で避難されている方の支援を求める意見書

3月11日以降、東日本大震災及び放射能汚染からの避難として、新潟市にいられた方は現在1,700人を超えております。新潟市議会が、避難者の方から直接御要望をお伺いした結果、下記の事項について、国の支援を求めます。

### 記

- 1 現在、災害救助法では、応急仮設住宅の供与期間を最長2年間と定めている。しかし、今回の災害は放射能汚染であり、福島県への帰宅が数年にわたり不可能であることから、早期の期間延長を図ること。
- 1 被災証明を得て有料道路を無料にしている人たちの対応継続はもちろん、自主避難している人を含め、放射能汚染で避難している人たちすべてに、有料自動車道料金の無料化を継続すること。
- 1 被災者が避難地においても、国と東京電力の責任において、健康診断が容易に受診できるようにすること。
- 1 ハローワークは避難者への転職あっせんについて特別の配慮をすること。
- 1 避難者受け入れ自治体に避難者への転職支援について特別の配慮をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月29日

新潟市議会議長  
藤田 隆

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

} あて